

要 旨

本稿の目的は、ベトナムに於ける市場経済化について、主に法学の視点から分析を行うことにある。1986年12月ベトナム第6回共産党大会は、Doi Moi: 刷新(=Innovation)政策の採用を決議した。爾後約20年間、同国は一貫して市場経済化を加速している。この間、ASEAN、NIEs 及び中国は、工業化による経済成長を達成してきた。日本企業は、安くて豊富な労働力を求めて、これらアジア工業圏域に多額の海外直接投資を行ってきた。当該諸国経済成長を受けて、現地 cheap labor costを必ずしも享受出来なくなったこと、反日暴動(中国)等 country riskの存在等、日本企業は目下、投資対象国としてベトナムに注目している。旁々、ベトナムもまた 金融・資本市場 globalization化現象に巻き込まれており、その背後に法治主義の拡がりがある。

ベトナムは現行1992年憲法 § 15で私的所有権を保証し、資本主義諸国所有権概念一般と一線を画する社会主義諸国私法論とは、趣を異にした制度を定着させつつある。ベトナムは社会主義を政治理念としながらも、市場経済の果実を享受すべく工業化による国民所得増加を政策目標に置いた。その過程で、i 民商事訴訟管轄、ii 当事者問題、iii 訴訟費用負担原則等、多種多様の国際私法論点横たわっている。予防法学の観点からも、民商事紛争調整等私法整備がベトナム政府喫緊の課題となっている。本稿はベトナム法史と明治期日本法史概観後、1994年日本国法務省による法整備支援事業開始以来、支援役割は今後何処に軸足を置くべきか等を明らかにしている。二元断絶的市場観に収斂しているベトナム市場化政策に、IMF・世銀による法整備への助言、構造調整貸付付帯条件等がもたらす弊害は大きい。また、市場に基礎を置き実体経済を運営せんとしているベトナム私法整備は、日本民法の比較による議論も有益である。「法の支配」原理究明が、ベトナム私法研究に裨益所以である。

Key Words:

Doi Moi: 刷新(=Innovation)政策、予防法学、二元断絶的市場観、

法整備への助言、法の支配

以上

ただし、編年的にベトナム実定法の制定過程を追跡するだけでも相当な紙幅を要する。本報告では政府開発援助や日本の民間企業が各種プロジェクト推進過程で生じた各種紛争研究に関し、「法の支配が必要である」という観点から、今後の研究で明らかにしたいと私が考える論点の幾つかを紹介させて頂きたい。

2. ベトナム法史と明治期日本法史概観

“Ubi societas, ibi ius”-社会アルトコロニ法アリ-、“Sic societas, sic ius”-ソレゾレノ社会ニソレゾレノ法アリ-ローマ法諺は、ここでも生きている。翻って、明治政府が継受した西欧(殊に独仏大陸法)私法制度を模範に形成された日本の私法制度整備過程も、その背後に幕末、国際法現実に無知な故に、国内での議論、また勅許を得ることなく大老井伊直弼が調印した1858年安政5ヵ国不平等条約改正に資することも大きな誘因であった。換言すれば、1634年海外往来・通商制限により実施された鎖国-平戸オランダ商館を長崎・出島に移した1641年鎖国の完成-以後、江戸幕府が唱え続けてきた祖法遵守が、西洋諸国からの開国通商要求に抗しきれなかったのである。18世紀後半イギリスで起こった産業革命が、明治日本の開国に結びついた。19世紀的国民国家の成立、そして財政を維持する上で不可欠な①領事裁判権・治外法権廃止②関税自主権回復が明治国家の主要政策目標のひとつではなかったか? 安政5ヵ国不平等条約改正に成功したのは、日露戦争後のこと。明治末年を翌年7月に控えた1911年-日米新通商航海条約調印-のことであった。半世紀を超える長期を要した計算になる。

ベトナムもまた同じである。19世紀になると、フランスがグエン朝のカトリック宣教師弾圧を口実にサイゴンを占領し(1859年)、1867年には南部3省も勢力下に置いた。この時期、フランスはカンボジアを保護国化(1884年)して、茲にフランス領インドシナ連邦が発足した(1887年)。また、シヤムとも条約を締結して、フランスはラオスに対する保護権も手中に収めた(1893年)。これにより、インドシナ半島全域にフランス法の影響が及ぶことになった。更に、シヤムから割譲を受けた3州、中国から租借した広州湾についてもフランス法が適用された(1907年)。本国政府はフランス官制に基づき、各地に植民地大臣配下にある総督を派遣していたが、東南アジアに於いてもアフリカ同様、上級者であるフランス人植民地官僚指揮命令に従

属する現地ベトナム人下級役人を徐々に採用していった。1921年、裁判所機構はベトナム人裁判官によるベトナム人原告・被告間争訟担当現地人裁判所設置を見、支配階級フランス人間争訟は本国同様、別系統裁判所担当に係る一地域二裁判所制度が採用された。同年大統領令第112条に基づき適用される法規範は、ベトナム人には近代法以前のベトナム慣習法が、それ以外はフランス法に依った。一方、フランス法に基づく争訟解決を希望するベトナム人当事者は、訴訟管轄を選択的にフランス法とすることも出来た。その際、民法の時効概念等ベトナム民衆の法実践に馴染まない法概念は、法制度面からも積極的にベトナム近代化を行おうとする本国政府思想に基づき、裁判官は普遍的法律の適用を慫慂した。なお、近代法以前のベトナム慣習法は、原国家時代乃至近代化以前に中国から持ち込まれた各種法典や「事実たる慣習」のことを指す。そこには、強固な農村村落共同体特有の甚だ未整理な財産法慣習に依拠すれば、植民地支配下にあり、商品経済発達萌芽期にあった20世紀初期であったとしても、私人間の利害、具体的かつ妥当な解決が困難な法現実が多発していたことが含意されている。財産法については、大統領令に基づき施行された「安南法綱要」(1883年)を土台に、民法編纂委員会(1917年)に継受されて、以後14年の歳月を関した「ベトナム民法」完成(1931年)で結実した。なお、「安南法綱要」は親族・相続に限り編纂されたもので、財産法に関しては土地法(1925年)が先行立法されている。

3. ベトナム市場化政策の始まりと二元断絶的市場観

市場経済主義を取る先進諸国で法紛争が発生した場合、如何なる解決が試みられているか？金子教授が指摘される「自由主義的市場制度構築の要請」に注目したい。外資系企業海外進出に伴うこの種問題解決にあたり、現地hearingに基づく管見に徴すると、日本企業はベトナムでも裁判を敢えて避け、ADRを嗜好し、内輪での解決を図る仕方でお茶を濁そうとすることが多い、と推察される。事柄の真相を吟味する手間暇を惜しむ日本の感覚であろう。

国際民商事紛争現場で、友好関係を損なわない仕方で法的にも有効な機能をこの種“お題目”に期待するとしたら、それは余りにもnaiveな対応と評さざるを得まい。「法に適った解決」=法治主義の有効手段が、ほかならない。時代や歴史発展の形態は異なるにせよ、市場経済原理に基づいて社会を発展させ、繁栄の果実享受を欲している現在のベトナムに、二元断絶的市場観が漂いつつある。ベトナムにも日本と同様に「法の支配」を貫徹して、法現実を公正・妥当に解決し得る私法環境整備支援が今後とも必要である。私は、ベトナム私法整備にあたって現地政府から期待されている日本の役割のひとつはこれであろうと考えている。

4. Doi Moi以後のベトナム経済政策概観

20世紀末時点のベトナム経済は、国連定義「後発開発途上国」に分類されていた。日本の経済支援再開も、概ねこの時期で、主に港湾・空港・道路、電源開発等Social Infrastructure分野で二国間政府貸付や贈与、並びに技術協力等政府開発援助が行われた。その後のベトナムは、1人当たりGDP等各種統計数値を見る限りでは、最貧期を脱しているように思われる。

第9回CPV Congressで採択されたTheseは、全文180頁の長文に及んでいる(2001年4月)。その骨子は、i 2020年までにベトナムを工業国化すること、ii そのために民間企業育成を通じ、市場経済発展を加速させていくことである。日本等海外直接投資が誘致されている由縁である。社会主義国政治理念に立ちながらも、経済は市場mechanismと同調した政策継続の表明である。